

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平省	○
一一	利	行	行	利	行	用	振	の法	發号	件令	財務
	利	行	行	利	行	等替	振替	律條	名稱	成二	國債
	率	格	日	位	金	額	最低額	項及	及	三十	省告
						金	單面	法	び根	年三	示第
								適	そ拠	年三	等第
									記	四月	百二十
年	錢	額	平	す額	の振	五	七	七額	い募	利	月
○	面	成	るの	記替	万百十面	六	七	定以	律社	利付	五月
・	金	二。	整載法	円二二金	に集振	七	八	債第	九特回	六条	告日
六	額	十	數又の	よ取替	の下へ	九	九	別付	一法會	第十四	示に
パ	百	三	倍は規	適一平	、一	十	十	國庫	株項	省第十	發行
ー	円	年	の記定	機用振	、一	億額	億額	計律	律計	十一	行省令
セ	に	三	金錄に	振機関	、一	三で發	機関	庫債	債券	項	。し
ン	つ	月	額はよ	替を受	、一	千七行	行關	券財	券務	大	たの昭和
ト	き	七	に、る	法等	、一	万三	日本	債券	券務	臣	利規定
				の振替	、一	千二	に日	、一	券券		五十七
				も低替	、一	三	本銀	、一	券券		國債基
				も額口	、一	千八	行と	、一	券券		づ七年
				の面座	、一	十一	募集と	、一	券券		發行
				と金簿	、一	万六	のとす	、一	券券		、大藏
					千	六	の取扱	、一	券券		

(一) るす出額。るしに各期た加募集日金額、次扱機に払を第の算関込十八式はも号に、のによ払と規り込す定算金

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{77}{365}$$

(二)

規下は期た期平定、が金と成る税人にの法す国をかのれ中れにす次そ銀額し二こ率が当算入る債乗ら算るのる係發る号の行を、三十とを適該式で者をじ當式も口もる行期及翌休支次三が乗用非にあが發した該にの座の所時ににと得日にび営業払の年でじを居よ非行金金額よりつ記し税に第業う算六きた受住り合額け者算に住にた百出は又振源つ十日。式月る金額る又出は者おだは替泉同じに払たしり日を所はし、又いし分し、は控得外た前はて、のた前記口徵のじおうる、算を除税國金記外取当二金記録座収利いへと支出支すの法額(+)國得該十額(+)さ簿さ子。

十 十 十  
八 七 六 五

払	払	元	償	償	後	第
込	場	利	還	還	の	二
期	所	金	金	期	利	期
日		支	額	限	子	以

額面金額 ×  $\frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期に属する利子を支払う。  
平成二十七年十二月二十日につき百円  
日本銀行

平成二十三年三月七日